高齢者等支援収集事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自らごみ集積所にごみを排出することが困難な高齢者等 (以下「排出者」という。)のために本来の業務等の範囲を超えて排出者の ごみの排出を行っている者(以下「支援者」という。)に代わり、市が行う ごみの戸別収集(以下「高齢者等支援収集」という。)の事業に関し、サー ビス等提供規則(平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。)に定 めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 高齢者等支援収集の対象となる排出者は、次の各号のいずれにも該当 している者とする。
  - (1) 市内に居住する65歳以上の者
  - (2) 自らごみ集積所にごみを排出することが困難であり、かつ、親族、近隣住民、地域ボランティア等の協力又はホームヘルパーによるごみの排出支援を受けることが困難である者
  - (3)介護保険法(平成9年法律第 123号)に基づく要介護認定により要介護 2、要介護3、要介護4又は要介護5と認定された者
  - (4) 市町村民税等が非課税の世帯に属する者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者を高齢者等支援収集 の対象とすることができる。

(利用の申請)

第3条 高齢者等支援収集を利用しようとする支援者(以下「申請者」という。)は、高齢者等支援収集利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、高齢者等支援収集の利用を認める決定をするときは、高齢者等支援収集決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(実施方法)

- 第5条 高齢者等支援収集の実施方法は、次のとおりとする。
  - (1) 実施する日は、土曜日及び日曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日とする。
  - (2) 実施は、原則として週1回とする。
  - (3) ごみの種類は、次のとおりとする。

- ア 燃せるごみ
- イ 不燃ごみ
- ウ 缶、びん及びペットボトル
- エ 容器包装プラスチック
- (4) ごみの排出は、分別の上行う。
- (5) 収集場所は、高齢者等支援収集の対象となる排出者(以下「対象者」という。)の住宅の玄関又は門扉先とする。ただし、排出、収集等に支障があると認められる場合は、対象者又は申請者と協議の上、収集場所を別に定めることができる。
- (6) 収集場所に置く容器は、対象者が用意する。
- 2 高齢者等支援収集の実施の具体的な内容については、対象者の住宅におい て現場確認を行い、対象者等と協議の上、決めるものとする。

(対象者及び申請者に関する情報の管理)

- 第6条 市長は、対象者及び申請者に関する情報を台帳に登録し、管理する。
- 2 市長は、毎年1回、対象者、申請者等に前項の規定による登録の内容を確認し、変更があった場合は、これを修正するものとする。

(届出)

- 第7条 対象者又は申請者は、予定された実施日にごみを排出しない場合は、 当該実施日の前日までに市長に申し出なければならない。
- 2 対象者又は申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者等支援収集変更届(第3号様式)により市長に届け出なければならない。
- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条に規定する実施方法に関して変更を希望するとき。
- (3) 対象者の長期不在その他の理由により、高齢者等支援収集の利用を一時 停止し、又は再開しようとするとき。

(利用期間)

第8条 高齢者等支援収集を利用できる期間は、当該高齢者等支援収集を開始 した日以後の最初の7月31日までとする。

(更新)

- 第9条 利用期間の満了の後引き続き高齢者等支援収集を利用しようとする申請者は、利用期間の満了の日の属する月の前月の末日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後で最も近い日曜日等でない日)までに更新の申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受けた場合において、当該高齢者等支援収集が当該

満了後も第2条に規定する要件を満たすと認めるときは、当該利用期間を当該満了の日の属する年度の翌年度の7月31日までに更新することができ、以後も同様とする。

(利用決定の取消し)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消 すことができる。
  - (1) 第2条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により高齢者等支援収集を利用したとき。
  - (3) 3月を超えて長期不在又は利用停止の状態になったとき。
  - (4) この要綱の規定に違反し、改善が認められないとき。
- 2 市長は、前項の規定により高齢者等支援収集の利用の決定を取り消したと きは、高齢者等支援収集利用取消決定通知書(第4号様式)により当該申請 者に通知するものとする。

(緊急連絡)

第11条 市長は、高齢者等支援収集を実施した場合において、ごみの排出がなかったときは、当該対象者が指定した緊急連絡先に連絡するものとする。

(会議の開催等)

第12条 民生局福祉こども部地域福祉課長、環境部廃棄物対策課長及び久里浜 収集事務所長は、定期的に会議を開催し、関係部課との間で高齢者等支援収 集の実施状況等の情報を共有するものとする。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、高齢者等支援収集の事業の実施について必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 高齢者等支援収集利用申請書

	(あて先	)横須賀市長						年		月	FI
					住	所					
			(申請	者)	氏	名					
					対象	者との	)関係	Ŕ			
言	系齢者等 1	支援収集を利	用した	いのて	で、次の	のとお	きり申	目請し	ノま	す。	
対	住 所				連絡	先					
象者	フリガナ 氏 名				生年。	月日	T S H		年	月	日
	状 況	□要介護 2 ・ □その他 (	3 • 4	• 5							)
	フリガナ 氏 名				生年。	月日	T S H		年	月	日
同居居	状 況	□要介護 2 ・ □その他 (	3 • 4	• 5							)
者	フリガナ 氏 名				生年。	月日	T S H		年	月	日
	状 況	□要介護 2・□その他(	3 · 4	. • 5			1				)
実力	施開始 望 日	年	Ē	月	日	から					

# 第1号様式(裏)

	住所	
	フリガナ	
緊 急連絡先	氏 名	対象者との関係 ( )
	連絡先①	
	連絡先②	
	同居者	法 (ごみ出しをされる方) 近隣住民 ホームヘルパー )
世帯状	√の支援を希 ∖況・親族、 Ⅰ難な事情に	望する理由 近隣住民等の関与・現在の排出方法を維持するこ ついて具体的に記載すること。
(事務処	上理欄)	

## 高齢者等支援収集利用決定通知書

										年	J	月	日
			様										
						7	横須賀	賀市長					印
のとおり 第4条の	実施	する		を決定	<b>ご</b> しま								
対象者	住	所											
八多石	氏	名											
申請者	氏	名											
実 施 力	デ 法	等											
備		考											

## 高齢者等支援収集利用変更届

					年月	日
(あて先)横須賀市長						
		雇	自出者 日	主所 モ名		
				<b></b>		
変更年月日						
変更事項	変	更	前	変	更	後
(事務処理欄)						

## 高齢者等支援収集利用取消決定通知書

									年	月	日
			様								
					横	須賀	市長				印
第	10条第1	項の	【集の利用 規定によ )規定によ	り次の	とおり	取り					
対	住	所									
象 者	氏	名									
申	請	者									
取	消年月	日									
取	消 理	由									